

【参考資料 1】令和 8 年度行政評価実施方針

令和 8 年度行政評価実施方針

令和 8 年 5 月 1 1 日

市 長 決 定

令和 8 年度は、現行基本計画の最終年次に当たることから、計画に位置付けた各施策・事業の着実な推進を図ることはもとより、引き続き、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調としながら、重点プロジェクトを基軸とする取組を推進していく。

あわせて、基本計画に位置付けた施策の推進、成果向上に向けた 4 つの視点から、関連する各種取組を進めるとともに、分野横断的な施策の展開を図っていく。

加えて、中心市街地の都市基盤整備の核となる新たな調布駅前広場の完成により、歴史的な大事業の大きな節目を迎えたことから、これまでの取組成果を生かしつつ、新たなまちづくりに取り組む中で、更なるまちの魅力と活力の向上を図り、まちの飛躍を目指した取組の展開をスタートさせることとなる。

他方、市財政を取り巻く環境として、市税収入は堅調に推移しているものの、引き続き、物価高騰の長期化等に伴う今後の社会経済状況や、国際情勢の動向が市政運営に及ぼす影響等を注視していく必要がある。また、歳出については、物価高と連動する経費の増加や、人件費及び社会保障関係経費等の経常経費の増加のほか、公共施設・インフラマネジメントや都市基盤整備、災害対応能力の向上、行政のデジタル化やシステムの全国標準化への対応など、今後も多大な財政需要が山積している。

こうした財政需要に対応していくためには、全庁協力体制の下、複数年次を見据えた事務事業の見直し・改善による経常経費の縮減をはじめ、積極的な財源確保に取り組むことが重要である。

令和 8 年度の行政評価は、こうしたことを踏まえ、PDCA マネジメントサイクルに基づく前年度の振り返り評価を実施し、その評価結果を基本計画の進行管理や次年度の予算編成において活用することで、基本計画に位置付けた各施策・事務事業の着実な推進や市政を取り巻く状況を踏まえた的確な対応につなげる。

あわせて、今後におけるまちづくりの新たな方向を示す令和 9 年度からの次期基本計画の策定に当たり、現行基本計画についての取組状況や各種指標の推移等を振り返るとともに、中長期的な視点を持ちながら、質の高いサービスを持続的に提供できる市政経営に向けた不断の見直し、改革・改善に取り組むこととする。

については、下記により、全庁的な取組として、令和 8 年度の行政評価を実施するものとする。

記

1 令和8年度の重点目標

- (1) 現行基本計画の最終年次に当たり、各施策・事業に関する振返り評価結果について、現行基本計画の着実な推進や、調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組成果の検証と併せ、次年度の予算編成に反映させる。
- (2) 基本計画に位置付けた施策の推進、成果向上に向けた4つの視点を踏まえた取組の方向を整理することで、重点プロジェクトを横断する取組など、施策全体の効果的な推進につなげる。
- (3) 次期基本計画の策定を念頭に、施策体系や基本計画事業などの検討につなげる視点からの課題の把握や、取組の方向整理を行う。
- (4) 行政評価と並行して、経常経費の縮減や財源確保につなげる観点から、事務事業等の見直し、改善に取り組む

2 行政評価の対象

- (1) 施策評価は、基本計画に位置付けた全施策を対象とする。
- (2) 事務事業評価は、実施機関が所管する全事務事業のうち、基本計画に位置付けた基本計画事業を対象として実施する。

3 行政評価の実施

- (1) 行政経営部長は、行政評価を全庁的な取組として統括し、実施機関の長に必要な情報提供等を行う。
- (2) 実施機関の長は、所管する施策及び事務事業を評価し、取りまとめを行う。
- (3) 施策評価では、施策主管課長が施策に関連する課長と連携して評価する。
- (4) 事務事業評価では、事務事業主管課長が事務事業の取組実績を評価し、今後の方向を明らかにする。
- (5) 行政経営部長は、行政評価の結果を取りまとめ、実施機関と共有する。
- (6) 行政評価の具体的な実施方法等については、この方針に基づき、行政経営部長が別途定め、庁内に周知する。

4 行政評価の公表

評価結果については、市民に分かりやすく公表する。